

第八回国会 通商産業委員会 議事録 第十七号

昭和二十五年十月二十四日(火曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 阿左美廣治君 理事 多武良哲三君

理事 今澄 勇君

江田斗米吉君 高木吉之助君

永井 要造君 中村 幸八君

福田 一君 南 好雄君

高橋清治郎君 加藤 謙造君

風早八十二君 田代 文久君

小平 忠君

委員外の出席者

通商産業政務次官 首藤 新八君

通商産業事務官 徳永 久次君

(資源庁鉱山局長) 通商産業事務官 酒 喜八君

(資源庁鉱山局長) 通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

通商産業事務官 酒 喜八君

ておきまして、いずれまた機会をあらためて御質問したいと思ひます。留保したいと思ひます。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 今度の新たな鉱業法は、その根本において改善されたといふ点は、ただ追加鉱物が鉱物に繰入れられた点だけで、あとは大した改善はされたとはいへないものであります。むしろある点のごときは改悪されたやうなふりに私は思われるのであります。たとへて言うならば、この追加鉱物のうちに、中村委員も申しました通り、ベントナイトとか酸性白土とか雲母、こういったものは、一休鉱業法と採石法をどういふやうな見解のもとに区別したのであるか。こういう点、ひとつ政府当局の御意向を承りたいと思ひます。これが質問の第一。

また、私は質問いたしますが、次には、あまり皆様もお気づきがないと思ひますが、これは実問題であります。酒の鉱区が異なる鉱業権者によつて二つに設定されておる。たとえば周回一里であつたならば、そのうちのいくつが五、六町だけ甲なら甲という鉱業権者の鉱区に入る。あとの大半の沼は別な鉱業権者に入る。こういうやうな点において、今実際に係争問題が実例として宮城県沼沼という沼において、お互いに境界線のような争ひが起つておる。ゆゑにこの新鉱業法を完璧ならしめるためにも、沼は一鉱業権者だけに設定されるやうな、鉱業法にそ

いうやうな新しい條項を設けた方がいじやないかと私は思ふのです。これに対する当局の御意向を伺ひたい。

いろ／＼な問題につきまして、昨日

来中村委員からいろ／＼述べられてお

りますから、私は申し上げませんが、

その次は、厚生省であるか、経済安定

本部であるか、どつちだかその所管が

不明でありますけれども、水質汚濁防

止法案なるものが、今度議院に提出さ

されるという内示がされてあるやうで

あります。もしこの法案が通過した際

において、多くの鉱業権者はほとんど

非常なるさしつかえをする。これに対

して一体連座当局においてはどうい

うな対策と、そしてこれに対する調整

の道を開こうとしておるか、またどう

いふやうな方法を講じつつあるか、そ

うな点に対してお聞きしたいのであり

ます。それからこれを起案した方面に

しましては、私の質問は留保してお

きますが、以上三つの質問をいたす次

第であります。ただ後に希望といたし

まして、いわゆる鉱業権、試掘権の存

続期間二箇年というものは、われ／＼

東北のごとき寒冷地帯においては半年

間は多眠時代でありますから、この点

につきましては十分修正するやうに善

処していただきたいと思ふのであり

ます。それから鉱区の出願、これは南

委員から申し述べられましたが、

通商、鉱夫が鉱山を発見する、鉱脈を

発見するといふところに非常なる誇

りを持ち、そして経済的の発見料を

もち、そういうやうな欲望、野心から

日本は鉱区というものは大半発見され

たものと思ふのであります。そこでこ

の鉱業権の出願の移動といふことを認

めなかつたならば、将来の鉱山の発展

に非常な支障を来すのではないかと、こ

の点もひとつ御考慮していただきたい

という希望を述べて、私の質問は終

たいと思ひます。あと残つたのは留保

しておきます。

○徳永説明員 ただいまのお尋ねにお

答へいたします。第一点のベントナイ

トあるいは酸性白土、同じく鉱物であ

るものを鉱業法の七種の中に加えない

で、採石法に入れたといふことの理由

はどういう理由であるかというお尋ね

でございますが、昨日もお答えいたし

ましたごとく、鉱業法の適用を受けま

す場合には、俗に申しまして必ずしも

よいことばかりではございませんで、

手続その他監督も鉱業法の鉱物にな

りますと、ずいぶんめんどうに相なり

ます。たとえば鉱山保安法という

非常に専門技術的な、責任の重い法規

の適用を受けるというやうな点もある

わけでございます。私もとしまして

では、根本的にはこの鉱物の、日本の

国民経済上におきます有用度と申し

ますか、重要度と申しますか、その

点と、それから事業そのものの日本

の現状における発展の状況、俗に言

いますれば鉱山らしい段階に來ておる

かどうかというやうな点、第二の今申

しました鉱山らしい段階に來ておるか

どうかという点、保安法を適用

するといふやうな点から彼此考慮

されなければならぬ問題であると思

はれるのであります。さうな点を

い／＼と考慮いたしまして、今回の

改正の際には全部鉱物と認められるも

のを一々どの扱いにすることが適当で

あるかどうかといふ点に、鉱業法改正

審議会に詳細にわたりまして御検討

いただいたのであります。ただいま申

しました国民経済上のウエイト、ある

いは日本におけるその鉱物の発展の技

術的あるいは操業の経営の段階とい

ふやうな点から行きまして、ただいま

のところとしてはひとまず新法に織り込

みました七つの鉱種に限定すること

が、むしろ適当ではなからうかとい

ふやうな結論に到達いたしましたわけ

でございます。

それから第二の沼地における鉱業権

の鉱区の設定の際に、一つの沼を二つ

の鉱区にするやうなやり方はまぎれ

が起りやすいので、むしろ一つにした

方がよいではないかというお尋ねござ

います。この点は私今一概に申しか

ねるのではありませんかと思はれるので

あります。と申しますのは鉱物は沼その

ものを採掘の対象にするわけではござ

いません。沼の下にございます鉱床中

の鉱物を採掘するといふことでござ

います。その境界線そのものにつつま

しては、沼の中に三角地点を求めると

いうわけには参りませんが、附近の三

角地点から正確に測量いたしますなら

ば、どの地点とどの地点を結ぶ線が境

であるかといふことは、地形及び図面

において明確に表示し得るのではない

第一類第十一号 通商産業委員会議事録第十七号 昭和二十五年十月二十四日

第一類第十一号 通商産業委員会議事録第十七号 昭和二十五年十月二十四日

第一類第十一号 通商産業委員会議事録第十七号 昭和二十五年十月二十四日

第一類第十一号 通商産業委員会議事録第十七号 昭和二十五年十月二十四日

かといふぐあいに考えるわけでありま
す。従いまして鉱床の關係等もござい
まして、沼全体が一體になることもご
ざいまして、沼全体が、鉱床の關係から必ず
しも沼全面を一鉱区にするということ
にいたさないことにいたしました。も
現行問題としてその境界点を探り出す
ということとは必ずしも不可能ではない
のではなからうかといふぐあいに考
えておるわけでございます。新法におき
ましては、鉱床の境界は、原則として
まして直線をもつて定めるといふよう
な仕組みにございまして、これは
同時に測量の關係から明確に、鉱床の
鉱区の境界線といふものは図面にも表
示し得るし、現地においても表示し得
るという前提でございまして、
ます。ただ現行問題といたしまして、
縮図の何千分の一か何百分の一か、あ
るいは何万分の一に表示してあります
る地図と、現実の实地につきましての
境界といふものが紛争の対象になるこ
とは、沼に限らずあることとござい
まして、たとえば広い平野のたんぼ
が鉱区に設定されております場合に、
その境界線がどこであるかというよう
なことは、紛争が起る事項でござい
ますが、その際にはそれらの通産局
の鉱山の保安關係の者が实地に参り
まして、現地につきましてこの点とこ
の点を結ぶ直線が境界であるというこ
とを定めることによりまして、紛争を
解決いたして参つておるようなわけで
ございまして、沼の場合には、場合に
よりまして紛争が起ることも予想され
ますが、さうな從來のあり方により
まして、十分に具体的には解決可能で
はなからうかといふぐあいに考えてお
るわけでありま。

それから第三点の水質汚濁防止法と
いふものが政府において考えられてお
り、もしそれが実現する場合には、鉱
業に対して、重大な影響を及ぼし、場
合によつては、鉱業そのものの存立基礎
を脅かすおそれがあるが、その法案に
ついてどう考へているかというお尋ね
でございます。実はこの問題につきま
しては、ただいまのところではまだ法
案がでる段階には至つておりませ
ん。しかし今高橋委員から御指摘がご
ざいまして、水質汚濁防止法と
いふものをつくらうという議は政府部
内に出てるのでありまして、私ども
鉱山行政を担当いたしておる者とし
ましては、その内容と鉱業に及ぼす
影響から、その案の内容を詳細に検
討いたしておるわけでありま。私ど
も、御知照いたしております段階を御参
考まで申し上げますと、現在立案
されております内容といふものは、
一口に申しますならば、鉱業に伴いま
する坑内の廃水処理その他につきま
して、非常に厳格にそれを清めること
を要求しておるものでありまして、現
在の技術の段階から申しますならば、ほ
んど不可能に近いことを要求してお
るような案が現在つくられておるわけ
であります。従いまして私どもとし
ましては、こゝういふ法案がかりに実施さ
れる場合には、鉱業そのものの存立が
ほとんど大鉱山においても不可能であ
り、ましてや中小鉱山におきまして
は、山そのものを締めざるを得ないと
いうような影響が生ずるといふふに
考へておりました。水質汚濁防止とい
う趣旨はまことにけつこうでありま
すけれども、しかし日本の鉱業がつぶれ
て、ただ水が清く空気がきれいになつ

たとしても、国民生活といふものは
安定するわけじやございませんの
で、その程度といふものは、鉱業の国
民経済上の重要度と、それから水を清
め空気を澄ますことによる効果とを徹
底勘案し、かたゞ技術の進歩の段階
に依つてほど／＼になるべきもので
はないかといふような観点から、現在
いたしましては、原案通りの法案の
できることは絶対に賛成いたしたい
といふことで、私どももさうな意
見をしかることに申し述べておりま
すし、また業界からも猛烈なる陳情及
び実情の披露が行われておるわけであ
りまして、私ども、今用意されてお
ります原案通り実施されることは、万々
ないものだといふぐあいに考へてお
るわけでございます。ただこの法案の趣
旨は必ずしも排斥すべきことではござ
いませぬので、私どもとしましては
は、現在の段階は、少くとも、さうい
ふ目的に到達するに技術的にどうい
うふうによれば経済的な負担が少く
済むかといふことを研究し、その結果
が出た場合に、それを各事業者に対
して実施することを求めるというのが事
の順序ではなからうかといふような
ことも、あわせて意見を出しておるよ
うなわけでありま。さらに鉱山につ
きましては御承知の通り鉱山保安法とい
うものがございまして、公益と鉱業と
の調整につきまして、現在の科学と経
済の段階といふものを照し合せなが
ら、ほど／＼のところを嚴重に監督い
たしておるわけでありまして、その面
からも、水質汚濁防止法といふものが
鉱山に適用になることは若干の疑問が
あるといふことも申し述べておるわけ
であります。繰返して申しますが、た

だいま高橋委員から御心配のありまし
た水質汚濁防止は、小くとも現在私ど
もの賛成いたしかねる内容のまま、法
案として成立することは万々ないもの
と私ども確信をいたしておりますし、
また今後その努力を続けたいと思つて
おりますことをお答えいたしたいと思
ひます。

〔委員長退席、中村(幸)委員長代理
着席〕

それから第四番目のお尋ねにござい
ました。お尋ねと申しますか、希望
としてお出しになりました試掘権の期
間が、原案の年限といふのが短か過ぎ
るというところにつきましては、昨日も
中村委員その他からこも／＼御指摘に
相なりましたこととございします。し
また私自身、この通産委員会あるいは
参議院の通産委員会現地につきまし
ていろいろとヤリヤをやられました
結果に照らし合せまして、再検討す
ることが適當ではなからうかといふぐ
あいに考へておるところでございま
す。ただその期間をどの程度にした
ら、たゞその期間をどの程度にした
ら、よ／＼いかにいふことにございま
して、この委員会としましての御結論
も聞かせていただきます。私どもとし
て今の鉱業の実情に合わないものを
に強行するといふ執拗な意思は持
ていないことをこの際申し上げてお
きたいと思ひます。

それから第五にございしました。きの
うも出ておりました出願中の権利の移
転の問題でございします。原案は、
御指摘ございしましたごとく、出願中の
権利そのものが非常に不安定なもので
あるからといふ趣旨のもとに、現行法
と異なつた扱いを考へておるわけであ
ります。しかしただいまなりあるいは
昨日御指摘がございましたように、出
願中の権利の移転といふものが、第三
者に大した不利益な危険を與えるこ
となく平穩に移転され、またそのこと
によつて、この奥深い山をみずから目
と足によりまして探し求められる鉱物
の発見者の目に見えない縁の下の方持
の御努力に報いる唯一の方法である
といふようなお話もあつたのでありま
す。私どもも鉱業法をつくりますゆゑ
んものは、鉱業の合理的発展のため
によりよき法律をつくるということ
を、念願いたしておるわけとございま
して、その点につきましてこの委員会
としてのまことつた御議論も聞かせて
いただきます。私どもとしても十分
の再検討をさせていただきますとい
ふぐあいに考へておる次第であります。

○高橋(清)委員 大休局長のお話によ
く御趣意のほどはわかりましたが、た
だこゝういふ実例があるものでござい
ます。この酸性白土とベントナイトの
山を契約しましてやつておるところ
に――ある一部しか採掘していないと
き、その山に鉱区を設定されたため
に、せつかく最初の目的である酸性白
土なりベントナイトなりといふものは
ただ一部に採掘することができただけ
で、あとは採掘ができなくなつたとい
うような實際問題があるのです。そ
ういふときに、さういふような問題
を起さないようにする意味において、こ
れらの問題は鉱区にした方がいじやな
いかといふことを私の實際の問題とし
て申し上げたのであります。なお御考
慮くだされば幸いです。

それから沼の鉱区の設定でございま
す。現在これは係争中の問題になつ

て、今お互いに争つてゐる問題であります。ある沼の——沼沼という沼の五十分の一ぐらいの鉱区が他の鉱区にかかつてゐるわけでありまして。あとはみな別の鉱業者になつてゐる。そのわずかなばかりかかつてゐるところを、夜なりなんかに相当底をさらつて鉱物をたくさん出してゐるわけでありまして。ところが表面であるならば採掘したあととすく痕跡が残るからわかるけれども、沼なるがゆえにわからないのです。それで鉱業者の侵害訴訟が現に起つてゐるわけなんです。しかるにこれに對しまして、仙合の運産局ではこれがどうこうといつて、まだ実地に境界をはつきりしておかないといふような現在事例が起つてゐるのです。こゝういふようなことの争いを起らないようにするために、そういうわずかなばかりの五十分の一や三十分の一といふような小さいものならば、沼といふものは同一鉱業者の一人に與えるやうにした方がよいのじやないかといふ私の意見を實際問題からして申し述べたのであります。この点よくお考えを願ひたいと思ひます。

それから第三の問題の水質汚濁防止等については、鉱山局長が確信のある、いわゆる鉱業にさしつかえるようなことは万ないという確信を持つてゐるということで、非常にこれは安心をいたしました。あとのことは希望條件です。それからこのぐらゐにして、私もちよつと用件がありますから、私の質問はあと留保しておきたいと思ひます。

○中村(幸)委員長代理 加藤建設局長。私の質問はなるべく他の諸君の質問と重複しない点について質問したいと思ひますが、まず最初

初に鉱害賠償の問題についてお伺ひいたします。鉱害賠償の問題については、第百十一條に金銭をもつて損害の賠償をすることに於てあります。私どもは鉱害の賠償は原状に回復するといふことが原則でなければならぬと思ふのであります。が、かりに金銭賠償をもつてするといふことにいたしましたとしても、この但書によつて見ますと「損害賠償金額に比して著しく多額の費用を要しない」ということで、原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができるといふふうになつております。こゝで被害者が原状に復讐することを請求する権利を認めておりますが、しかし多額の費用を要しないという制約が設けられてゐる。そうすると、逆に言ひますと、著しく多額の費用を要するときは原状回復の請求をすることはできないといふふうになつてゐるが、そういう趣旨であるかどうかお伺ひいたします。

○徳永説明員 ただいまのお尋ねにお答えいたします。ただいま御指摘ございましたように、新法は現行法と同じ百十一條二項にございます。條文は現行法とほとんど同じ句であります。その意味は、今御指摘ございましたように、原状回復を被害者が請求できますのは、著しく多額の費用を要しない場合といふことでございまして、従ひまして著しく多額の費用を要します場合には、原状回復の請求はできないといふ原則になつてゐるわけでありまして、どの程度が著しく多額であるかどうかといふことは、個々の具体的事情によりまして、訴訟なりによりまして、合

理的な線が引かれるといふぐあひに了解いたしておるわけでありまして。ただこの際、私お尋ねの範圍を若干越えるかもしれませんが、この鉱害賠償を鉱業法の中に入れてしまふと、この賠償の考え方につきまして、なぜこゝういふ金銭賠償の原則をとり、原状回復の原則をとらなかつたかといふことにつきまして、私どもの考えを申し上げさせていただきます。実はこの問題は委員会でも、鉱業法改正審議会でもいろいろと問題になつたわけでありまして、鉱業をやりました結果として、現実に目にも見えることがあるところでは、一般的に確かに言えるところであるわけでありまして。しかし同時に鉱業そのものの存立といふことも考えなければならぬわけでありまして、その際に鉱業者にとどの程度の範囲において責任を課することが適當であるかといふことが、いづいぶん熱心に議論されたわけでありまして、その結果として、他人に損害を與へた場合は、その損害の額を補ふことは當然に鉱業者の責任であるといふことが皆の意見の一致したところであり、この法律に現れてゐる通りでございます。ただその損害を與へた程度と原状回復といふことを考へてみますと、その間に非常な開きのある場合がまゝ起るのであります。たとへて申しますれば、ある田地なり田畑につきました。その土地がその地下を掘探しました結果として、たゞして收穫が減少したといふような場合を考へてみますと、かりに一反歩当り十俵とれる土地

が、土地が沈下した結果としてしまして二俵分減少するといふことになりました。際を考へてみますと、農業を営んでゐる人の受けた経済的な損害の限度といふものは、今まで十俵とれておつたものが八俵しかとれなくなつた。すなわち差額の二俵が農民のこゝろにわたつた被害といふものの限度ではなからうか。その二俵の限度においては、被害者が賠償する責任がある。ところが、普通より十俵とれるといふようにいたしました土地を元通りに土盛りいたしました。普通より十俵とれるといふようにいたしました土地は、その二俵の金額に相当する金額を何年分かつき込みましてやつても、とうてい及びもつかない程度の額を要することが通例起ると考へられるわけでありまして。そうなりますと、原状回復そのものは、その責任を鉱業者が負ひます。ならば、鉱業者者に非常に莫大な負担を負ふことになる。そのために、鉱業がほとんど実施不可能になります。もちろん鉱業権者が農民に與へた経済的な損失の限度だけは補償をする責任は持たせまなければならない。農民としては一応それによつてこゝろを補つた損害は回復できるといふことになるわけでありまして。そのういたしますと、国全体として見まして十俵とれておつた場所が八俵しかとれなくなつたといふことは、これはいわば農民個人の問題といふよりも、国全体としての土地の生産力の低と下といふようなことに相なるわけではなからうかといふふうに考へられるわけでありまして。そうなりますれば、その八俵の收穫しか上らなくなつた土地を、普通より九俵の收穫の上るような土地に回復するといふことは、農民個々の問題といふよりも、国全体の土地

の造成なり、生産力の増大の問題に關連するんではなからうかといふぐあひに考へるのが適當ではないかといふふうに考へておるわけでございます。従ひましてその土地が国の農業、食糧自給關係等から見まして、どうしても再び十俵とれるような土地にする価値の十分にある土地であるといふことになりまして、場合に、その十俵とれるやうにするためには国がたとへばたゞいま行われておりますごとく、農林省で主として行われておりますが、いわゆる農地造成といふやうな見地おつきました。農地造成を考へて、原状回復のための予算といふものを見ておるわけでございますが、さういふ扱いにいたすことが適當ではなからうか、かいつまんで申し上げれば、鉱業権者はその被害者に與へた経済的な損失の限度においては賠償する責任がある。さらに鉱業によりまして国の生産力その他が減耗いたしました場合に、それを原状に復讐する必要があるといふことになりました。場合には、その限度につきましては、国全体の生産力といふものを復元するといふやうな考へ方をとることが妥當ではないか、さういふ見地からこの鉱業法の中には、鉱業者者に課し得る賠償の義務の限度といふものを考へまして、ここにありますやうな限度にとどめたといふわけでありまして。

○加藤(幸)委員長 今お話の、耕地の減少の状態を考へて、それを原状に回復することは不可能である場合をお話になりましたが、さういふことは私は例外ではないかと思ふわけでありまして。耕地の原状回復が不可能だといふこと

土の造成なり、生産力の増大の問題に關連するんではなからうかといふぐあひに考へるのが適當ではないかといふふうに考へておるわけでございます。従ひましてその土地が国の農業、食糧自給關係等から見まして、どうしても再び十俵とれるような土地にする価値の十分にある土地であるといふことになりまして、場合に、その十俵とれるやうにするためには国がたとへばたゞいま行われておりますごとく、農林省で主として行われておりますが、いわゆる農地造成といふやうな見地おつきました。農地造成を考へて、原状回復のための予算といふものを見ておるわけでございますが、さういふ扱いにいたすことが適當ではなからうか、かいつまんで申し上げれば、鉱業権者はその被害者に與へた経済的な損失の限度においては賠償する責任がある。さらに鉱業によりまして国の生産力その他が減耗いたしました場合に、それを原状に復讐する必要があるといふことになりました。場合には、その限度につきましては、国全体の生産力といふものを復元するといふやうな考へ方をとることが妥當ではないか、さういふ見地からこの鉱業法の中には、鉱業者者に課し得る賠償の義務の限度といふものを考へまして、ここにありますやうな限度にとどめたといふわけでありまして。

は例外であつて、耕地を原状に回復することは私は可能であるということが大體通常な状態ではないかと思ひわけです。またそういうふうな耕地を原状に回復することが不可能である地方において多く、農業権者の採掘を許すということは、私はまだ大きく食糧問題から考えなければならぬというふうな思ひわけで、従つてそういう場合もあるから、原状回復の原則をとらないということは、私は成立しないのじやないかと思ひ。そういう意味において、私は今お話しになりましたような、それだけの減収があるものに対して、将来長きにわたつて、年々それだけの減収する部分の補償をするということは、とつてい負担にたえられないというところをお話ししました。しかし私はこの法案の中にもあります賠償を予定するところの担保の供託の問題の精神というものは、やはりそういう問題を考慮して、将来の災害をできるだけ、この百十一條の冒頭にありますように、公正かつ適切に賠償しなければならぬという精神から、この供託が行われるのではないかと思つておつたのであります。が、今の御答弁によりますと、そういう将来の長きにわたつて生ずるところの損害の補償はとつてい不可能だ、こういう精神になりますと、大分私はこの法の精神とも違つて来はしないか。特に公正かつ適切に賠償されなければならぬという冒頭にうたつてありますところの法の精神とはなほ遠くはなれないかというふうな思ひわけです。その点どういふふうにお考えになりますか。

○徳永説明員 ただいま私のお答えいたしました趣旨が少しはつきりいたさなくて、誤解をお招きしたかと思ひますが、私申し上げましたのは、ただいまの例で申しますれば、十俵とれております耕地が八俵しかとれなくなつたという場合には、農民に對しては二俵の減収だけの損害を與えたのであります。その二俵の限度においては、農業権者は何年でも損害賠償をする責任があるという前提でこの法案ができておるわけでありまして、ただ原状回復になりますと、二俵分を年々お拂いする金額を——幾らになりますか、それをかりに予定賠償というふうな形で、ある種の金額を出したといつたしまして、その金額よりもはるかに大なる金額を原状回復のために必要とするという場合があるわけでありまして、むしろそういうことが多いて考えられますので、原状回復の責任を農業権者に負わすというところは、農業権者に苛酷ではないか。被害を與へました農民には——農民にその損害を與へました限度は、先ほどの例で申しますれば、二俵分に相當する損害は農業権者に拂わせるか、かような趣旨でこの法案ができております。

○田代委員 閣下……ただいまの説明によりますと、かりに農業権者が永劫永代までこれをやればよいのであります。が、地下資源が掘採されてなくなつた場合——必ずこれはなくなるわけでありまして、そういう場合に、たとえば田面が非常に陥落しておる場合に、その土地を使用しておる農民諸君は非常に不安を感じる。しかも確固たる賠償能力を持つておる農業権者がずつと永続するといふ見通しのつく場合は別ですけれども、そういうふうな掘採してしまつてから農業権者がいなくなり、原状回復などということになれば、その賠償はだれがやつてくれるかといふことになつて来るし、絶えずそういう田面の使用者に對しましては不安を継続的に持たせるといふことになりまして、また食糧問題からいいますと、そういう農地保存という意味から申しますと、私は金銭賠償という点は納得できない。加藤君が御質問されましたように、私は現在の政府の立案者の意見というものは非常に片寄つておるといふことがはつきり言えると思ひますが、その点の見解はいかがでしようか。

○徳永説明員 ただいまのお尋ねにお答えいたします。農業権者が農民に損害を與へました場合に、その損害の限度を年々賠償せよといふふうに私がお答え申し上げたわけでありまして、その通り法案はできておるわけでありまして、ただお尋ねの趣旨は、それは言つても農業といふものは地下資源を掘採する限りにおいて存続する事業であるので、永久に何十年、何百年とわたつて事業を継続することはできない場合があるではないかといふお尋ねだつたと思ひます。お説の通りその農業権者はその領域につきましてはある限度壽命といふものもありまして、拂えないという場合も確かにあるわけでありまして、しかしながらそれが同時に農民の不安であると同様に、農民としましては被害者としてその不安を除去する道といふものも法案の中に講ぜられておるわけでありまして、それは現に行われておることでございますが、予定賠償といふ道も開かれておるわけでありまして、もしその点に被害者として不安があります際は、当然にさような道が選ばれることに相ならうかと思ひわけでありまして、たとへて申しますれば、米二俵の減収といふものが、金額に換算して幾らになるか、それをその当時の経済的な金利水準で割り出した元金と申しますか、そういうものが一つの予定賠償の目安になるのではないかと考えますが、そういう元金そのものを、被害者の方では農業権者から賠償としてお受取りになりますれば、結果といつたしまして年々賠償できると同じような契約上の効果があるわけでありまして、さようなことが現に慣行として行われております。この法案では、この種の予定賠償が合理的に片づくように、現行法よりも若干の改善を加えたつもりであります。

○田代委員 予定賠償の件ですが、これは一応出ておりますが、實際問題としてこれが實際に実施せられることは、農民にしましては、その他の被害者にとりましては依然として不安が続きます。實際に私は実情をよく知つておるのですが、こういうことによつて實際の被害が十分賠償されてはいないのです。實際に予定賠償といへば、とにかく百年も二百年もそういう土地が陥落のまま放置されて、それが年々歳歳金銭で賠償されて流れて行かれるという場合に、十分復旧費に當る、原状回復に値するくらいの額まで予定賠償の金が積み立ててあるといふことであれば別ですが、實際においてそういうことはほとんどありません。どうしてこういう点は弱いのであつて、原状回復は反對だといふ見解に對しましては十分な根拠がないといふざるを得ないと思ひますが、その点はどうか。

○徳永説明員 私今一つの例について申し上げたのでありますが、予定賠償になります際の金額を幾ばにするのが妥當であるかといふことは、当事者相對でおのづから合理的にきまると思ひますが、田代委員のお話は、その金額が原状回復をするに適當な金額でなければ満足できないという御意見のようには拜聴いたしましたのであります。これは私もいたしましては、農業とのかつては私どももいたしましては、農業との関連から考えますれば、先ほどの例で申しましたごとく、かりに年々二俵の收穫が減少したとしますれば、二俵の收穫減少の額が損害の額でありまして、その額が年々入るに相當するだけの元金と申しますか、そういうものが與えられれば、農民自身としては自分がかうむりました損害は十分に賠償されたといふふうに見てしかるべきではないかと考えるわけでありまして、ただ御指摘のございましたごとく、農民自身の経済的な損失といふものは経済的に回復されたといひましたとしても、国土の生産力の低下と申しますか、この点は国が何らかの原状回復の措置を講じない限り残るといふことは確かにあるわけでありまして、この点は先ほど申しましたごとく、農業といふものは国の存立にきつめて基本的な重要な産業でありますし、またそれは有限なものであります。どこを掘つても出るというわけのものでもありませんし、その農業を存立させるということを考えました場合に、原状回復を原則にするといふことにはいたしません。先ほどの例で申しましたごとく、経済的な損失は十分カバーし得るが、それよりはるかに多額の金額を要する原状回復を農業権者の義務にいたしました場合に、農業がはたして成立し得るかどう

かということに非常な疑問があり得るわけでありまして、その間のギャップは結局国全体の問題として国土を今後いかに安定させるかという問題として解決されるのが妥当な道ではないかと考えておるわけでありまして。

○加藤(録)委員 そうするとこの法の精神は完全賠償というふうに解してもよろしいと思ひます。そういうふうに解釈しますと、結局現状回復を原則とするのが正しいのではないかと思ふのであります。もしそうでなくして、あくまで金銭賠償を原則としなければならぬということになりますと相当大きな問題が出て来る。たとえば耕地の荒廃を来すような場合でも、金銭の賠償を来すという点はどういうふうにお考えになりますか。飲業開墾の見地から、広範囲の耕地の荒廃を来しても、金銭の賠償をすればいいということにならうと思ひます。私はそういう観点でなくして、あくまで耕地は尊重するといふ建前で行きますならば、現状回復をもつて原則とする。そうして費用の超過した部分は、今おつしやつたように国庫の補助なり何らかの補助によつて補填すればいいというふうになるのではないかと思ひますが、この点はどういうふうにお考えになりますか。

○徳永(録)委員 若干立案の趣旨と見解を異にいたしますので、重ねて申し上げたいと思ひます。飲業権者が被害者に与へた経済的な損失の限度は、完全賠償——加藤委員のおつしやいまいせんが、その賠償の範囲の内容は、與へた経済的損失の限度といふことでございまして、それは完全賠償の責任が飲業権者にある。しかし現状回復をするかどうかという問題は、これは方法の問題でありまして、そこに若干の食い違いがあると思ふのでございまして。現状回復をすれば、まさしく結果としても完全賠償になることは明かでございます。しかしそれは今の例で申しますれば、被害者である農民が受けた経済的な損失は金銭賠償で十分に解決されておるというぐあいに考え得ると思はれるわけでございます。従ひまして金銭賠償で被害者の受けた経済的損失は十分にカバーし得る。ただ現状回復をするかしないかという点は、ここにございまして、よく、その賠償金額が著しく多額でない場合には、飲業権者には義務を負わす、著しく多額である場合には、飲業権者はそこまでは義務はないというふうな建前をとつておるわけでございます。それからさらにお尋ねがございまして、それが、それならば飲業権者は地方の耕地なりその他がいかに相なるうとも、金銭賠償をすれば掘つてよろしいというふうに考えておるのかというお尋ねの点でございますが、この点につきましては、私どもの考えなり、この法案のできております趣旨を御説明申し上げますと、たとえて申しますれば、東京のまん中にかりに石炭があるといひまして、その石炭を掘つた場合に、東京の町全体ががちゃ／＼になるといふようなことを想像いたしました場合、石炭を掘るために町はどうなつてもよいのかということでございますが、これはそも／＼私どもの考えといひましては、それだけの損害を拂つては飲業そのものは存立し得ないといふふうにお考えのわけでありまして。抽象

的に申しますれば、その飲業の実施によつて得る国民経済上の価値いかんということ、それからその飲業をやることにによりまして、国に與へる損害の程度いかんというのを彼此較量したしまして、飲業を認める場合と禁止する場合とを定めるべきものであらうかと考えるわけでありまして。現行法によつて申しますと、實際上さうなある程度の運用はいたしておるわけでありまして、新法によりましては、その点をより公平な第三者的な見地から、大所高所から適正に判断するという仕組みを考へることがより合理的であらうといふ趣旨のもとに、御案内のごとく土地調整委員会というような制度を設けまして、かりに通産局長が飲業の実施を認めただけにつきましても、場合によりましては、土地調整委員会に、飲業を許すべからずというような訴えがでるようになりましておるわけでありまして、最初から進んで、土地調整委員会は、これは国全体の見地から適当でないという地域につきましては、飲業地という形によりまして飲業を禁止する区域を指定し得る道も開かれておるわけでありまして、法の運用によりまして、個々の実情につきまして適正な処置がとられるものと考えておるわけでありまして。

○加藤(録)委員 今までの御答弁を聞いておりますと、結局現状回復を原則としておつしやつかえないということになるように思ひます。特に耕地の場合を引例されましたが、農民の気持といふものは、その減収の部分だけを金銭で補償すれば満足するといふものではないかと私は思ふ。局長は金銭でその対価を補償すればそれで済むとおつしやいましたが、農民といふものはさういふものではない。自分の土地を失うといふことはやはり非常な苦痛であるわけでありまして、それから上る收穫の対価だけ補償してやれば、遊んでおつて金がとれるというふうにお考えられるかもしれませんが、そういうものではないのであります。今までの御説明を聞いておると、現状回復を原則として一向さしつかえないといふふうな結論はなつて来ると私は思ふのであります。それをあくまで現状回復でなくして、それを申請をして、ことに多額の費用を要しない場合にのみ限るといふことになりまします根拠が、私にはどうもわかりません。これに要するにできるだけ少額の金銭をもつて賠償に充てるという飲業権者の利益の立場からのみ考えられたことに帰着すると思ふわけでありまして。その点ももう一ぺん、ひとつ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○徳永(録)委員 私の説明が不十分だつたかも知れませんが、私の答弁を聞いておると、現状回復でもさしつかえないといふつもりで言つておるのじやないかと思はれるというお話が加藤委員からしは／＼ございまして、それは非常に間違ひでございます。私は重ねて申し上げますが、被害者に與へた損害の限度は金銭賠償で飲業権者に、完全に行はしめる。しかしその被害を現状回復するということになりますれば、その被害者がこゝろをわりました経済的な損失よりかはるかに大きく金銭を要するのは通例と申しますか、まああるわけでありまして、それを飲業権者の義務といふことにいたしました場合には、飲業はほとんど成立しないといふ危険が大きい。従つて現状回復を原則とするといふことは適当でないといふぐあいに考へるわけでありまして。ただ私が話の途中で、農民のこゝろをわりましたところの損失について、たとへて、年々二斗減収した場合には二斗分を拂へばいいじやないかと申したことに對しまして、加藤委員から、農民の立場といふものは、ただ二斗の減収にとどまるわけではない。土地に対する執着、あるいは耕地を失うことにより、商売をかねなければならぬとか、その他の損失もあるではないかと申すお話がございまして、その点は私もお話でございしましたが、その点は私もお話でございまして、被害者の受けた経済的損失は金銭賠償とは別であるといふぐあいに考えましますけれども、農民の例で申しますれば、たとえば農地を失うことによりまします商売がえのための移転料とか、その他いろいろなもの、現実の飲業賠償の場合にも計算に織り込まれておるようでありまして、これは個々の具体的な事情によりまして、裁判官がそのときの状況により適当な基準をつける問題である法はその基準になるところを明らかにしておけば、個々の具体的な運用は裁判官が適当にさだめをつけるものであるといふぐあいに考へておるわけでありまして。

○加藤(録)委員 見解の相違というよりな点もあつたから次に進みますが、そうしますと、三十五條に飲業を許可する場合飲物の掘採が経済的に価値がないと認めるときは許可しない。こゝろに於いておつしやつたよう

と思つておられます。その点についての御見解を一通承つておきたいと思ひます。

○徳永説明員 重ねて所管外で逃げるわけでもありませんが、要するに問題になつておられますのは、石炭鉱業に伴います鉱害の問題でございます。御案内のごとく、資源庁の鉱山局は石炭以外のものを扱つております。炭政局もございまして、もちろん資源庁の中

ではございまして、私事情を詳細に存じませんが、いづれ長官なり次長なり、あるいは炭政局長が出席いたしまして御答弁申し上げることにいたします。

○加藤(總)委員 それではなお二、三他の問題について伺ひたいと思ひますが、租鉱権の設定という新しくできた制度についての趣旨ですが、これは法案の中にはあまり説明が出ておりません。一体これはただ単に従来の斤先掘に対して法的根拠を興え、責任を持たせるといふ趣旨であるかどうかお伺ひしたいと思います。

○徳永説明員 七十一條以下掲げております租鉱権の制度は、御承知の通り現行の鉱業法にはないのでございまして、ただこれと同精神と申しますか、類似の趣旨は石炭鉱業等臨時措置法あるいは戦時中ありました重要鉱物増産法の中に鉱業権の使用権という形で法制の中にあつたわけでございます。同時に日本の鉱業の慣行として、ただいまもお話のございました斤先掘といふような慣行もあつたわけでありまして、過去の法制はそれ／＼臨時立法の形において行われておりましたが、新法の中におきましては基礎法の中にそれを包摂することが妥当であらうと思ひます。

いうことで、大体は従来の精神を使用権を生かしながら法制化することにしたわけでございます。

○加藤(總)委員 そうすると、従来の試掘権の中に斤先業者というものがあつたわけですが、そういうものは今後なくなるわけですか。試掘権の中には租鉱権というものは設けられなくなるわけですか。

○徳永説明員 今お話がございました斤先掘と申しますのは、いわゆる俗語でございまして、鉱業法上は過去においても認められた制度ではないのでございまして、鉱業法上は基礎的な現行法ではなしに、ただいま申し上げたごとく、鉱業に関する臨時法としてつくられました戦時中の重要鉱物増産法あるいは戦後の石炭鉱業等臨時措置法、その中に初めて認められたものであります。しかしこれを試掘権に認めるかどうかというお話でございますが、それは試掘権には全然認められておられぬわけでありまして、ほかの既存の臨時立法の中にはないはずでございます。と申しますのは試掘権はあくまで鉱業をやります前提としての試掘行為のための認められしかりの権利で、非常に幅の狭い内容を持つた鉱業権でございます。試掘権の本体はあくまで探掘権にあるわけでありまして、お話を斤先その他の権利、これも新法では租鉱権と申しておりますが、これは本来の鉱業権である探掘権に認めるだけで十分であり、またそれが適当であると考えております。

○加藤(總)委員 鉱業権者が租鉱権をもつて、分割して鉱区を貸す場合に、多くの場合大体掘り盡した鉱区、いわゆる残炭を租鉱権者に貸すというこ

とになりはしないかと思われる。そういたしますと、鉱害がそういうところから頻発するといふような事態が起ると思ふのです。貧弱な租鉱権者に、いわゆる鉱害賠償の責任を負わせておられますけれども、しかしそういう場合に實際には負担の能力がないということになります。その場合には鉱業権者にその責任を負わせるという明確な規定、私の見落しかもしれませんが、ないように思ひます。

○徳永説明員 お話のように租鉱権は残炭その他の場合に行われるのが多いわけでありまして、その鉱害賠償の責任につきましても、租鉱権のある間は租鉱権者が連帯して責任をとつております。租鉱権がなくなりまじつた場合には、鉱業権者が責任を持つというような構成にできておるわけでありまして、

○加藤(總)委員 それから八十六條ですが、租鉱権者は六箇月以上その事業を休止してはならないというようにうたつてあります。鉱業権者の場合は、一箇年以上休業したものは鉱区の取消しを命ずることがあるということになつて、ここに区別がありまして、さうにその区別された理由と、休止してはならないというだけで、休止したらどうなるかという点まで明確になつておられぬが、その点をどうぞ……

○小林説明員 技術的な問題になりますので、かわつて御説明いたします。六箇月以上休止いたしました場合は取消しができるというところに規定はなつております。六箇月以上の休止はできないうちに一応なつております。租鉱権は実際に例外的なこともありまして、現実にもこれを掘るといふことで

始める作業でありますから、大体事業を継続することが当然であつて、そう長期間の休止はあり得ないといふところから、そういうふうに規定されております。

○加藤(總)委員 大分法文の條文外にわたつて、前後しましたので、今度は初めにかえて二、三重要な点をお伺ひしたいと思ひますが、新たに追加された鉱物の中で、昨日も中村委員から御質問のありました耐火粘土の中で、非常に低品位のものが実際上鉱物に追加されるといふことになると、非常に困る面が出て来ます。昨日多治見地方と明確に御指摘がありましたから、多治見地方のことについて申し上げますと、大体多治見地方の耐火ゼーグ

の三十番以上の耐火粘土といふものは、相当市場価値も高く、またその用途も従つて広いわけですが、それ以下の低品位の粘土といふものは、主としてあの地方におきましては陶磁器の原料として使つておるので、その使われる範囲は非常に狭いけれども、価格はあまり高くなりまして、陶磁器の生産コストに非常に影響いたしますので、これはどうしても価格が低いことが必要であります。従つて現在これをあまり大規模にはやつていません。できるだけ地表に近いところのものをきわめて小規模にやつておる程度で、これを大規模にやつておるものものは、三十三番、四番、五番といふような、きわめて高品位のものばかりです。そういう低品位の耐火粘土に對しまして、鉱業法の適用を受けるといふことになりましますと、實際問題といふたしまして、探掘をする人が非常に少くなる、また価格が非常に高くなると

いふ点から、陶磁器のコストの上に非常に影響するわけですが、現在特に輸出陶磁のコストが引下げられなければ国外の需要に對して応じられない現状におきまして、この原料の価格の騰貴のために輸出陶磁器のコストが上るといふことは、これは相當大きな問題であると思ひますが、實際この地方で小規模に探掘しております場合には、あまり大きな鉱害といふものもございませぬ。またその地方々々でその鉱害は山の持主あるいは市町村で処理をいたしておられます。これを一ヘクタール以上の鉱区設定されて、大規模にやらなければならぬといふふうになりますと、鉱害問題が非常に大きな問題となつて、また事實上その鉱害賠償の能力がない、また責任を負う人が従つてなくなる、こういうふうなことになるわけですが、それをあえて責任を負せようといふ思ひをもちまして、これは實際問題として探掘できない。探掘できないことはさしつかえないようですけれども、陶磁器のどうしてもなくてはならない原料が探掘できないといふことになりましますと、非常に重大な問題であると思ひますが、この点についての御見解をもう一応承りたいと思ひます。

○徳永説明員 ただいま御指摘がございました多治見地区の耐火粘土につきましても、原案通りこのまま適用するかどうか、適用すれば非常にむづかしい問題が起るのじやないかというお尋ねであります。昨日もお答え申し上げましたごとく、多治見地区は特殊のケースだと考えておるわけでありまして、耐火度の低やものは除外するといふわけ

七

にも必ずしも参りませんので、多治見地区におきましては耐火度の低いものは耐火粘土本来の用途に利用されないので、ほかの用途に利用されておるといふことも明らかでございますので、い

やしくも耐火粘土でございますれば、他の地区では十分に耐火粘土として利用され得るケースのものであります。そういう耐火度によつて区別をつけま

すことは、国全体の耐火粘土の合理的な利用という意味から問題があるわけでありまして、ただ、しかし多治見地区につきまして、きのうもお答えしまし

たように、現行法の運用と申しまするか、多治見地区におきまして出願の処理等で解決が可能かどうか、もしそれが解決不可能だという場合に、多治見

地区の耐火粘土につきまして、何らか

の耐火粘土を具体的に考える必要

があるのじやなからうかということ

は、十分私も考えておるわけであり

ます。それはなお法の運用の系統的な

点も多少研究させていただきますして、

その上でどういう方法を講じましたら

よろしうございますか、この委員会

にも十分御相談申し上げて善処いたし

たいと考えておるわけでありまして。

○加藤(録)委員 そうした特殊な地域

者の主張が大きく現れたのでありま

側として、やはりそういうむずかしいこ

のです。それからまた三重県におきま

多治見地方のきわめて局限された地区

の問題ではないかということをお認め願

いたいと思ひます。

次に第十五條の、土地調整委員会が

飲区禁止区域を定めるということにな

つておりますが、その場合単に飲物

を指定するということになつておりま

するが、飲物を指定するのみであつ

て、地域としての禁止区域を定めると

いうことではないのでしようか。

○徳永説明員 この十五條の後段で

ございますが、飲物を指定して飲業権

の設定を禁止した地域は、その飲物に

つて飲区とすることができない地域

も、もちろん明示するわけでありま

す。

○加藤(録)委員 そうすると、飲物を

指定して地域が禁止されるということ

になりますと、その指定以外の飲物が

ある場合には飲業権の設定はできま

す。

○徳永説明員 この條文は一般公益、

農業、林業等のことでございます。た

とえばさる地帯を考へまして、石炭な

らぐあいが悪いが、石油ならば井戸を

掘るだけでよいから大したことはない

というふうな場合が飲業の特長性とし

て当然にあるわけですね。さうな意見

から飲物を指定するといふわけであり

まして、指定された以外のものは掘つ

てもよいということになつておりま

す。

○加藤(録)委員 それからの二十四條

の通産局長と都道府県知事の協議の場

合ですが、協議がととのわなかつたら

どうするかというところが明確でないの

ですが、この点はどういふことになり

ますか。

それからそれと同じような問題です

が、八十八條の勧告に依りなかつた場

合、あるいはまた九十條にうたわれて

おりますところの八十九條の協議がと

とのわらずして、しかも通産局長の決定

を申請しなかつた場合にはどうなるの

ですか。

○徳永説明員 順を追つてお答えいた

します。第二十四條の、出願の際に通

産局長は都道府県知事に協議しなければ

ならないという点でございまして、

これは協議がととのわなかつた場合に

解釈がとちがひしては通産局長が知事

の意見と異なる措置もできるといふ

のが法文上の解釈でございまして。ただ

実情は、飲業法の運用につきまして

は、古くから知事といふ／＼協議を重ね

ましたが、意見の合わないものを強

行したような例は、ほとんど私は耳に

いたしておりませんので、御参考まで

に申し上げておきます。

それから八十八條でございまして、

これは昨日も御指摘がございましたよ

うに、俗に申しますれば勧告のしつぱ

なしでございまして、勧告が当事者に

よつていられなかつた場合の措置と

いふものは、何ら規定がいたしてない

わけでありまして。

それから九十條におきまして、決定

を申請することはできると書いてある

が、しなかつた場合にはどうなるかと

いうことでございまして。この條文は飲

区を増減等に関するものでございませ

す。

○徳永説明員 ただいま具体的な問題

としてお話のございました武雄の問題

は、私詳細には存じませんが、この二

十四條の問題ではございまして、あ

れは設定された飲業権を飲業権者が

が考へていふ計画通り施業を認めるか

どうかという問題と温泉との調節の問

題であるといふふうに現在私は了解し

ておるのであります。いずれにいたし

ましても、出願を認めましたり、ある

いは施業を認めました場合に、それが

お話のごとき、通産局長が飲業権者の

立場に偏しまして、それを措置したき

らひがあるといふ場合は、それによつ

て影響をこうむる人からその処置の適

否について当然に疑問を持たれるわけ

ですが、その際の救済の道といたしま

しては、第八十七條の草案を土地調

整委員会に持ち込んで、土地調整委員

会において、第三者的立場において公

平に措置されるという構成になつて

いるわけでありまして。

○加藤(録)委員 それから先ほどちよ

つと申しました百十七條の供託すべ

き金額の問題ですが、一トンにつき二

十円というふうには規定されております

が、私はこれでは少し低いのではない

かと思つております。先ほどの耕地の飲

害の現状復旧の場合の問題に関連して

来ると思ひますが、私は、耕地の場合

におきましても、やはりできる限り現

状回復を履行しなければならぬと思つ

わけですが、その趣旨からいいますし

て、損害の賠償に充てるべき供託金額

は、やはり、ある程度その賠償に充當

し得るものでなければならぬと思つて

あります。それにつきましては、二

十円は少し低きに過ぎはしないかとい

うふうに思うわけでありませんが、その点はいかがでございますか。

○徳永説明員 この金額の適否の問題につきましては、昨日もお答え申し上げましたが、主要炭鉱における実際の賠償の平均の額がトン当り三十六円でございます。ただ会社、事業場によりまして、六、七十円になるケースもあるというようにことから、おおむね三分の一を目安にいたしましたので、二十円という価格がきめられたのでございませう。この三分の一というのは、でたらめに三分の一を選んだわけではございませんで、普通補償金という場合には、その金額の三分の一が補償金のおく定められておる例が通例でございますので、鉱業法の場合におきまして、そのおおむね三分の一を目途にいたしましたのでございませう。

○加藤(健)委員 最後に、もう一つ伺いたいことは、この法案によりまして、従来の法律に比較して、たゞし、かなり期限というものが厳重にされておるようであります。試掘権採掘権に六箇月であるとか、いろ／＼期限が相当厳重な建前において規定されておりますが、しかし官庁側の取扱ひにおける期限というものが一切規定されておられません。私はこれは非常に片手落ちではないかと思う。業者側に対しては、厳重な意味においていろいろな期限が付けられるということは、やはり鉱業発展の意味において必要なことであると思うわけですが、さらに一方において、官庁側のいろ／＼な事務の取扱ひの上においても期限が付けられなければならない。たとえば出願に對するところの許可というものは、何箇月以内に行わなければならないもの

は、自動的の許可されたものと認めるというふうな期限が付けられてしかるべきである。従来、二年も三年もつておかれたようなことも聞かれます。この法案の趣旨から申しまして、官庁側もそうした事務的な処理の上におきまして、可能な範囲において期限が付けらるべきであると思うが、この点はいかがですか。

○徳永説明員 ごもつともなお尋ねてございませうが、ただこの法案の中に期限をつけましたのは、現行法に比べて、鉱業権者に不利なようにには必ずしもしてはならないのでありまして、昨日来問題になつておりました試掘権の問題、あるいは採掘権に期限を置いたという問題には、いろ／＼御批判を受ける余地があるのでありますが、たとえば採掘権区につきまして休業する場合に、許可、認可を受けなければならぬという道を開いておるのであります。これは現行法から比べますと、むしろよりよくしたつもりでございませう。現行法では、休んでおりますものは、法律の体系から申しますならば、ばかりと鉱業権自体がいつでも取消される事態になるかもしれないというふうな規定されておるわけでありまして、休むには休むだけの法的な事由があるものでありますから、それを認可ということにすれば、かえつて安心して休めることになるという趣旨で、むしろ改善したつもりでおるわけでありませう。それからさらにお尋ねの期限を付しておるならば、たとえば出願の際の役所側のそれを措置する期限を設ける

ことが妥当ではないかというお尋ねでございませうが、これは原則論として、私たちは異議がないわけでありませうが、ただ御承知の通り鉱業権につきましては、ことにこの戦争によりまして原本をなくした地域が相当ありまして、その地域におきましては、昔の鉱業権の始末がつかねるがために、その疑わしい地域につきまして新たに出發されております鉱業権の措置は、古いものの措置を付けないわけでは、古くいう事態に當面しておるわけでありませう。こゝいうふうな問題を合理的に解決した上でなければ、お話のような趣旨に沿ひ得ないわけでありませう。その点につきましては、前々国会でございませうが、滅失鉱業権調製等臨時措置法という形で、その合理的な解決をはかるように努めておるわけでありませう。そういう前提条件が確定いたしました際に、お話のような趣旨は当然に考えなければならぬかと思ふわけでありませう。現状におきましては、特殊の事情等から、さういふは、の、むしろ出願者に混乱を起しまして、無用の損害を與えるというやうな障害がありはしないかと思つておるのであります。

○加藤(健)委員 私は、いろ／＼な期限が設けられたことについて、業者側には不利な條件がつけられたというふうには考えておらない。その点は誤解しないように願ひたいと思ひます。それから今原簿が滅失したために、さういふ期限を設けることができないというお話でしたが、それで原簿が整つた場合には、さういふ期限を設けて、事務の敏捷化をはかるという考えを持つておられるというように解釈してよろ

しいのであります。それから最後に一つ落しましたが、こゝういふ場合があると思ひますが、やはり追加鉱物の場合ですが、たとえば石灰岩であるとか、あるいはけいし、長石等、従来持主と長期の契約をして、賃賃料を長期にわたつて先拂ひしている場合に、鉱業権を設定したらどうなるか。その先拂ひしたものを、拂いつばなしで何ともならぬものであるかその点について伺ひたい。

○徳永説明員 私の答弁は抽象的に相なるかと思ひますが、この点につきましては、昨日まだ未定稿でございませうけれども、昨日申し上げました施行法の中に、新たに新鉱物として追加された鉱業権を、過去において掘採しておつた人は、その土地所有者との間に、お話のようないろ／＼な掘採と申しますか、掘採料等のとりきめがあつたわけでありませう。それが鉱業法になつたからといつて、あしたから何も拂わないというやうなことは適當でございませう。金額その他、はつきりいたしておりませうが、個々の事案によつて処理するべき問題でございませうから、法としては、適當に支拂すべきものだといふ精神におきまして、相當の補償を請求することができるといふふうに相なつておるわけでありませう。この事例は、今回、事新しいことでもございませうので、過去におきまして、新たに鉱業法の鉱物として追加した事例が数回あつたわけでありませうが、法体系の問題として、今度の施行法の中に織り込んでおるすのと同じ文句で織り込んでございませう。個々のケースの場合により、裁判所まで問題が持ち上げられまして、

妥当に判定を見ておると思ひますので、その例に従つたわけでありませう。○加藤(健)委員 私はこの鉱業法に對する質問はこれで打ち切ります。採石法についての質問は留保いたしておきます。○中村(幸)委員長代理 ほかに御質疑がございませうか。――御質疑なければ、本日はこの程度にて散会いたします。あすは午前十時から開会いたします。

午後三時四十一分散会

昭和二十五年十一月十三日印刷

昭和二十五年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所